

京都市告示第 2 7 6 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 6 年 8 月 2 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉 30 の 4 号線	左京区岩倉花園町261番地の 1 地先から	旧	メートル 57.70	メートル 0.50 ~ 2.00
	同町238番地の 2 地先まで	新	59.40	4.01 ~ 10.60
山科音羽緯 1 号線	山科区音羽珍事町37番地地先から	旧	9.30	3.25
	同町36番地の 3 地先まで	新	9.30	3.89 ~ 8.80
川岡経158号 線	西京区川島東代町32番地の14地先から	旧	77.00	14.70 ~ 15.05
	同町44番地の 6 地先まで	新	77.00	14.90 ~ 17.07
下津林緯 2 号線	西京区川島東代町78番地の 4 地先から	旧	13.50	5.25 ~ 5.40
	同町31番地の 6 地先まで	新	15.40	6.80 ~ 9.58

木挽町通	伏見区西尼崎町883番地の1地先から	旧	20.80	5.94 ~ 5.99
	同町883番地の8地先まで	新	20.80	5.99 ~ 6.00
油掛通	伏見区下鳥羽広長町158番地地先から	旧	156.70	6.25 ~ 10.55
	同区横大路朱雀10番地の1地先まで	新	152.40	7.97 ~ 8.03
伏見西部第 四緯4号線	伏見区横大路菅本25番地地先から	旧	204.30	12.00 ~ 25.30
	同区横大路畔ノ内30番地の3地先まで	新	204.30	11.99 ~ 25.30

(建設局土木管理部道路明示課)